

広島県告示第六百九十五号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十五年九月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

基本測量（三角点標高改定のための三角点改測）

二 作業期間

平成二十五年十月一日から平成二十五年十二月十八日まで

三 作業地域

尾道市、東広島市、江田島市、山県郡安芸太田町、北広島町、世羅郡世羅町、神石郡神石高原町